

富士北麓駐車場行為許可申請受付事務取扱要項

この要項は、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例（平成 23 年山梨県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 10 条に規定する行為の許可（以下「使用許可」という。）を行うに当たり、条例及び山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則（平成 23 年山梨県規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 総則

（1）使用期間

4 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

ただし、世界遺産富士山課が必要と認める場合は上記期間以外も使用することができる。

なお、富士スバルラインのマイカー規制が実施された場合、マイカー規制期間における使用許可は原則行わない。

（2）使用時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、世界遺産富士山課が必要と認める場合は上記時間以外も使用することができる。

（3）同日についての使用許可

同日に複数の者がそれぞれ異なる駐車場を使用しようとするときは、複数の者へ使用許可を行うことができる。

（4）仮予約の受付

次の 3 区分の受付を行い、仮予約を受け付ける。

ア 特別受付

イ 一次受付

ウ 二次受付

仮予約を行った者は、世界遺産富士山課が指定する日までに世界遺産富士山課が指定する企画書等の書類を世界遺産富士山課へ提出することとし、指定する日までに提出がなかった場合、仮予約は失効する。

（5）行為許可申請書の審査と通知

世界遺産富士山課は行為許可申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、使用を許可する場合は、申請者あてに山梨県立富士北麓駐車場施設使用許可書により通知することとし、許可しない場合は、その旨を通知することとする。

（6）使用料の納付

使用料は納入通知書により収納する。

（7）使用料の免除

規則第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する駐車料金等の免除は別紙のとおりとする。

2 特別受付

(1) 対象者

ア 県、市町村、国及び特別地方公共団体

イ アの団体が主管する団体

ウ 富士北麓駐車場の指定管理者及び条例第6条第2項の規定により指定管理者の候補者に選定された者（以下「指定管理者等」と総称する。）

(2) 申込方法

申込みをしようとする者は、特別受付申込書（第1号様式）を（3）受付期間に、持参、郵送、FAX又は電子メールにより、世界遺産富士山課へ提出する。

(3) 受付期間

使用しようとする日の属する年度の前年度の11月1日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」と総称する。）の場合は、これらの日後において最も近い休日でない日。）から同月20日（当該日が休日の場合は、これらの日後において最も近い休日でない日。）までとする。

ただし、申込書を持参する場合は、休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

郵送の場合は11月20日必着とする。

(4) 重複した場合の使用者の決定

申込内容の重複（2人以上による同日の使用申込）があった場合、県及び当該申込者による調整を行い、仮予約を決定する。

(5) 結果の通知と公表

特別受付による仮予約の決定後、世界遺産富士山課は特別受付の結果を申込者に通知するとともに、一次受付開始前に県ホームページで公表する。

(6) 指定管理者等の申込条件

指定管理者等が申込みを行う場合は次の条件を付す。

ア 申込みは指定管理者として実施する自主事業のためでなければならない。

イ 山梨県立富士北麓駐車場の管理に関する基本協定書の規定により県に提出する業務計画書に当該自主事業について記載しなければならない。

ウ 申込件数は3件までとする。（同一内容での連続する3日程度の使用をもって1件とする。）

エ 指定管理者等でなくなった場合、特別受付による仮予約は失効する。

3 一次受付

(1) 対象者

駐車場を使用しようとする全ての者

(2) 申込方法

申込みをしようとする者は一次受付申込書（第2号様式）を（3）受付期間に、持参、郵送、FAX又は電子メールにより、世界遺産富士山課へ提出する。

申込書の提出は申込者1人（1団体）につき1枚までとし、申込みは申込書1枚につき3件まで

とする。(同一内容での連続する3日以内の使用をもって1件とする。ただし、世界遺産富士山課と協議のうえ、3日を超える日の申込みもできるものとする。)

(3) 受付期間

使用しようとする日の属する年度の前年度の12月1日(当該日が休日の場合は、これらの日後において最も近い休日でない日。)から同年12月14日(当該日が休日の場合は、これらの日後において最も近い休日でない日。)までとする。

ただし、申込書を持参する場合は、休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

郵送の場合は12月14日必着とする。

(4) 重複した場合の使用者の決定

申込内容の重複(2人以上による同日の使用申込)があった場合、世界遺産富士山課において抽選を実施し、仮予約を決定する。

(5) 結果の通知と公表

一次受付による仮予約の決定後、世界遺産富士山課は一次受付の結果を申込者に通知するとともに、二次受付開始前に県ホームページで公表する。

4 二次受付

(1) 対象者

駐車場を使用しようとする全ての者

(2) 申込方法

申込みをしようとする者は(ウ)受付期間に、電話により駐車場の使用可能な日及び駐車場を世界遺産富士山課に確認の上、仮予約を行うことができる。

(3) 受付期間

使用しようとする日の属する年度の前年度の1月4日(当該日が休日の場合はこれらの日後において最も近い休日でない日)から使用しようとする日の属する年度の11月16日(当該日が休日の場合はこれらの日前において最も近い休日でない日)までとする。